

第24回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年5月30日（木）午後5時00分から午後5時35分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 5番 向山 博
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二
15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 14番 高山 重人
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 農地法第5条の規定による許可申請について
第8 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第9 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について
第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第11 北海道四区選出国會議員要請活動について
第12 北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第24回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が 高山 委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、10番 杉本委員と11番 吉田委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第23回の総会以降の諸般について、報告いたします。

4月29日育苗施設作業慰労会出席して参りました。

5月23日さけ・ます放流式に出させていただきます。

5月26日から27日全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会に局長と共に出席して参りました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1からNO5について、上程します。

担当調査員から順次、調査の報告をお願いします。

2番
(近藤委員)

NO1・2・3について説明いたします。公簿は畑となっておりますが現況は農地・採草放牧地以外となっております。3名の委員と確認いたしましたので報告いたします。

11番
(吉田委員)

番号4番について説明いたします。先週22日に私と岩間委員と安田委員で現地を確認して参りました。現状は柳の木の頭が見えておりまして、農地採草放牧地以外として確認して参りました。

15番
(親谷委員)

番号5番の案件についてご説明いたします。公簿は畑でございますが、私、高山委員、向山委員と現地を見て参りました。木もかなり大きくなっておりまして、原野に近い状態でありましたので、報告申し上げます。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

議案第1号NO1からNO5については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1からNO3について、一括、上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和元年5月30日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成30年8月6日から平成31年8月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年5月10日、土地引渡の日は令和元年5月30日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成24年2月28日から平成29年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年5月13日、土地引渡の日は令和元年5月30日です。解約の理由は、耕作できないため解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成2年3月31日から平成12年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年5月23日、土地引渡の日は令和元年5月30日です。解約の理由は、耕作できないため解約するものです。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1からNO3について、順次、担当委員の補足説明をお願いします。

8番
(山田委員)

番号1ですが、〇〇さんと〇〇さんの件、内容は事務局説明とおりです。この件は後ほど出てきますのでよろしくをお願いします。

11番
(吉田委員)

2番の件ですが、内容につきましては事務局の説明とおりです。場所につきましては、議案第1号に出てきた農地になりますが、〇〇方面に進みまして、左手に〇〇〇さんが耕作している水田があります。その周りになる土地になります。よろしくをお願いいたします。

2番
(近藤委員)

番号3番の件でございますが、内容につきましては事務局説明とおりです。〇〇の中間あたり〇〇からちょっと行ったくらいの場所になります。議案第1号と同じ場所であります。〇〇さんと〇〇さん。よろしくをお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
NO1からNO3については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号は議案のとおり受理することとします。
つづきまして日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程いたします。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和元年5月30日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和4年5月29日までの3年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、営農が困難なため、耕作できない農地を借受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員の補足説明を願います。

8番
(山田委員)

番号1番ですが、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇さんの自宅の裏に当たるところでございます。〇〇番〇が〇〇〇ところにある〇〇〇さん家の横にある畑でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
本案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。
日程第7、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
番号1について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可相当の可否について、意見を求める。令和元年5月30日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡、農地区分は、農用地区域外の第3種農地です。権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円です。申請理由は、〇〇〇を建設するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分としては、第3種農地に判断した理由は、概ね300m以内に〇〇〇が存在する農地であるためです。なお、〇〇〇から500m以内の農地であり、第2種農地の要件も同時に満たすものであり、こうした場合は3種の要件を優先して適用することとなっております。〇〇において、〇〇〇を整備し、〇〇〇を囲むため、〇〇〇に建設するための敷地であり、〇〇〇に近い土地を選定したものであり、他に代替地がなく転用することはやむを得ないと判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

また、現在、農振農用地区域からの除外手続きを並行しており、事前協議の中では除外相当である旨協議が進められております。なお、この度の案件は許可相当の可否について意見を求めるものであり、今後、6月21日に開催される北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問して意見を求め、農振農用地区域からの除外の決定公告を経て、順調に進めば6月総会に再度上程し許可することとなります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

担当委員の補足説明を願います。

8番
(山田委員)

番号1番でございます。内容的には事務局説明のとおりです。
場所は〇〇になります。よろしくお願いいたします。

議長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。
本案については、原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案については、北海道農業会議へ諮問することといたします。
日程第8、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
NO1からNO2について、上程します。
NO1からNO2、一括、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和元年5月30日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年6月10日から令和2年3月5日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地の貸し付けをするものです。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権

の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年7月1日、対価の支払期限は令和元年6月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長

NO1からNO2について、順次、担当委員の補足説明を願います。

1 番
(天水委員)

番号1番の件ですが、場所は〇〇から〇〇に抜ける中道路の山側の土地です。現在、基盤整備に申請しており、いつになるかわからないので、期間が1年間ということとても条件が悪いところですが、〇〇さんに貸し付けるということになりました。よろしく願いいたします。

1 6 番
(伊藤委員)

番号2番〇〇〇さんと〇〇〇さんの案件です。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇方面に向かうと〇〇〇さんの〇〇〇になります。その向かえにある一角の土地となります。〇〇〇の山側の入ったところの土地となります。料金についてはかなり安くなっておりませんが、この土地の条件が悪くなっておりまので、このような価格になっております。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

質疑なしと認めます。
NO1からNO2については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全議員	異議なし。
議長	NO1からNO2については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。
	次にNO3について、上程します。
	この案件については、私が農業委員会法第31条、議事参与の制限に該当しますので、これより退席させていただきます。したがって、西元職務代理者が議長となって審議を進めるようお願いいたします。暫時休憩します。
	(中井会長退席)
	(西元職務代理者 議長席へ)
議長 代理 (西元委員)	再開いたします。 NO3について、事務局から説明願います。
事務局 (福岡係長)	番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年6月10日から令和6年6月9日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格、〇〇〇さん宅周辺は、〇〇〇円、その他は〇〇〇円です。畑は10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。
	〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。
	以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長 代理 (西元委員)	NO3について、担当委員の補足説明を願います。
16番 (伊藤委員)	NO3の利用権についてです。内容については事務局説明とおりです。場所については、〇〇〇さんの家へずっと入っていった

ところの途中にある一角と〇〇〇さんの住宅の近くにある一角になります。よろしくお願ひいたします。

議長 代理
(西元委員)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし。

議長 代理
(西元委員)

質疑なしと認めます。
NO3については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長 代理
(西元委員)

NO3については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。
暫時休憩します。
(中井会長・西元職務代理者着席)

議 長

再開いたします。
日程第9、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。
NO1について、上程いたします。事務局から説明願ひます。

事務局
(福岡係長)

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画(案)の適否について、議決を求める。
令和元年5月30日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、権利の設定を受ける者は、〇〇〇さん、権利の設定をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借、期間は令和元年8月2日から令和8年8月1日提出までの7年間です。価格は〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るものです。

所有者の〇〇〇さんが平成28年から公社と10年契約してお

り、平成31年までの3年間公社を通じて、〇〇〇さんへ賃貸しておりました。このたび、残期間の7年間について、再度〇〇〇さんと契約更新するものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 担当委員の補足説明をお願いします。

13番
(西元委員) 1番についてご説明いたします。内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。場所に関しましては、〇〇〇さんの住宅より山側にある一番奥です。圃場でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
本案については、意義ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 質疑なし。

議 長 議案第6号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。
日程第10、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局
(福岡係長) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和元年5月30日提出、蘭越町農業委員長名。
令和元年5月10日提出付けで、〇〇〇さんから〇〇番〇外〇筆の土地を〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。

議 長 日程11、報告第2号北海道4区選出国會議員要請活動について、関連がございますので、日程12、報告第3号北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会について、事務局から報告願います。

事務局
(木村局長)

報告第2号、報告第3号併せて報告させていただきます。行政報告にもありますように、5月25日と26日に北海道4区選出国會議員要請活動と北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会に会長と私で出席して参りました。

5月26日に行われました、北海道4区選出国會議員要請活動についてですが、今年は4区選出国會議員の中村代議士に対して要請活動を行って参りました。本日、皆様のお手元に要望書をお配りさせていただいておりますが、北海道後志の農業者が求める要望書ということで、大きく4項目について要望をいたしております。この中で蘭越町農業委員会としても皆さんからの意見集約を踏まえ、その内容についても反映された形となっております。

蘭越町農業委員会としては、①農業農村整備事業（基盤整備事業）の予算確保について、②農業者後継者対策について、農業次世代人材投資事業の親元就農の要件緩和及び後継者の定着、継承の支援事業の創設、③経営所得安定対策について、恒久的な支援対策となるよう法整備、④種子法廃止に伴う対策について、種子独占による価格高騰、海外流失等の弊害が懸念されるため、主要農作物の種子の安定供給についての対策、⑤農業関係税制の改正について、消費税の課税売上高の引上げ等の5点について、本町農業委員会からの事項として要望書に反映させていただき、要請活動を行って参りましたので、後程お読みいただければと思います。

当日、午後6時半からは中村代議士出席のもと、意見交換会にも参加させていただきました。

なお、同じく北海道4区選出国會議員本多代議士におきましては、日程調整が合わなかったために本多事務所了解のもと、小樽事務所へ5月17日に後志地方連阿部会長から要望書が提出されております。

次に、北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会についてですが、北海道選出国會議員要請集会は、永田町の星陵会館において27日午前9時から行われ、与党の国會議員、その後に野党の国會議員に対し要請活動を行い、北海道選出国會議員29名中、18名の議員が出席され、北海道からは農業委員会会長、農業委員会関係職員など総勢187名が出席いたしました。要請書の内容としましては、道内各地方連から寄せられた要望や意見に基づきまして、北海道農業会議が精査し、国際交渉における基本的な姿勢にはじまり、農業委員会組織の体制強化と予算確

保等、大きく6項目にわたって要望する内容でありました。

①国際交渉において本道農業の持続的発展に支障を及ぼすことの無いよう万全の措置をとること、②担い手の育成と農地利用集積支援策の充実を図り、中長期を見通した農政の基本を確立すること、③北海道の立地性を踏まえ所有権移転の促進が図られるよう対策を講じること、④担い手育成に向け、経営資源継承に係る課税の特例措置及び新規就農者への支援施策の拡充強化、鳥獣被害対策、種子法廃止後の対策を講じることなど、⑤地震等災害によるリスクマネジメント、農業と道民の生活を守るため、電源の再配置と多様化を図ること、⑥農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること、などについても同様に要望する内容として盛り込まれておりました。

今後における全国的な農政の課題、また、北海道の実情に合わせた課題解決策などに視点をおいた内容として要請させていただきましたのでご報告いたします。

また、全国農業委員会会長大会についてですが、全国から約1,800人の農業委員会会長や関係機関出席のもと、「食料・農業・農村政策の強化に向けて」の政策提案決議、「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国活動」を推進するための申し合せ決議など4件の議案を承認、その後、岐阜県高山市農業委員会等3件の農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明が行われ、盛会に開催されましたので報告いたします。

議 長

ただいまの報告事項について何か聞きたいことがあれば、よろしいでしょうか。

全委員

ありません。

議 長

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(木村局長)

次回総会は、6月28日金曜日、13時30分から予定します。
以上で報告を終わります。

議 長

他にみなさんから何かありませんか。

全委員

ありません。

議 長

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第24回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時35分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩